

農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権の設定関係)

市町名(竜王町)

番号	農地中間管理権の設定をする者		農地中間管理権の設定をする土地					設定する農地中間管理権							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の 相手方及び方法
			市町	大字	字	地番									
1	市岡 正和	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	出口	1168	田	727	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
2	猫田 辰雄	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関	エビス	188	田	905	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
3	北川 繁夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関		1014	田	3,005	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	6,670円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
4	北川 繁夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関		1022	田	3,135	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
5	北川 繁夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関		1029	田	3,015	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	6,670円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
6	北川 繁夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関	エビス	185-1	田	540	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
7	北川 繁夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関	エビス	186	田	836	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
8	北川 繁夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関	小田中	64	田	991	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,805円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
9	北川 繁夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関	南手	694-1	田	519	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	3,705円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
10	北川 治郎	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	西横関	エビス	187	田	872	賃借権	水田	R6.4.1	R8.3.31	2年	5,970円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
11	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2129	田	401	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
12	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2130	田	1,549	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
13	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2134	田	1,075	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
14	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2135	田	620	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
15	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2136	田	594	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
16	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2181	田	3,201	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
17	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2231	田	3,616	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
18	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	977-1	田	540	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
19	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	978-1	田	361	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
20	村田 吉典	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	981-1	田	101	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
21	市岡 宇佐美	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2066	田	3,122	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
22	市岡 宇佐美	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2255	田	1,877	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
23	市岡 宇佐美	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2312	田	284	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
24	市岡 宇佐美	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2313	田	3,419	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
25	市岡 宇佐美	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2314	田	1,618	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
26	市岡 宇佐美	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	969	田	1,649	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
27	山中 うめ	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2175	田	1,954	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む

番号	農地中間管理権の設定をする者		農地中間管理権の設定をする土地						設定する農地中間管理権						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の 相手方及び方法
			市町	大字	字	地番									
28	山中 うめ	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2176	田	1,151	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
29	市岡 宇之輔	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	968-1	田	117	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
30	市岡 宇之輔	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	968-4	田	506	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
31	市岡 宇之輔	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	968-5	田	270	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
32	山中 傳男	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2195	田	2,723	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
33	山中 傳男	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2197	田	3,498	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む
34	山中 傳男	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2230	田	3,280	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座に毎年12月末日までに振込む